

○燕市農業振興協議会設置要綱

令和3年10月5日

告示第425号

改正 令和4年1月27日告示第32号

(設置)

第1条 燕市における農業生産者、販売者及び消費者が農産物の生産、販売、流通及び消費に関する課題について共通認識を持ち、「儲かる農業」、「攻める農業」及び「魅力ある農業」の実現に必要な事項を協議し、効果的な施策の推進に寄与するため、燕市農業振興協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 農業経営体の経済的安定や人材の育成及び確保など農業の持続可能性に関すること。
- (2) 販路開拓や消費者の需要に関すること。
- (3) 食の品質及び食の安全に関すること。
- (4) その他農業の振興に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 農業、商業又は工業に携わる者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会は、産業振興部農政課長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業振興部農政課において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年1月27日告示第32号)

この告示は、令和4年1月27日から施行する。